**海面における漁場計画**

**（素　 案）**

**平成２９年１２月１日**

**大 阪 府**

**第１種・第２種・第３種共同漁業権**

１ 公示番号 共第１号（現行：共第１号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業 | たこ漁業なまこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉佐野市りんくう往来北及びりんくう往来南地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第１号、ア、イ及び基点第２号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、泉佐野港湾区域並びに点ウ、エ、カ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

 　基点第１号　　阪南港泉佐野Ａ防波堤灯台

 基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

 ア　　　　　　基点第１号から真方位３３０度、５９０メートルの点

　　　 Ｎ34°25.68′ Ｅ135°18.43′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第２号から真方位３２０度、８５４メートルの点

Ｎ34°24.58′ Ｅ135°17.03′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 ウ　　　　　　基点第１号から真方位２５１度３７分、１，３５０メートルの点

 エ 基点第１号から真方位２４４度２分、１，２６６メートルの点

 オ　　　　　　基点第１号から真方位２４０度３４分、２，３６３メートルの点

 カ 基点第１号から真方位２３４度２５分、２，２９７メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２号（現行：共第２号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉佐野市りんくう往来南地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

 基点第１号　　阪南港泉佐野Ａ防波堤灯台

 基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

　　　ア 基点第２号から真方位１９度３０分、１，３３５メートルの点

 イ 基点第１号から真方位２４４度２分、１，２６６メートルの点

 ウ 泉佐野港湾区域西端

 エ 泉佐野港湾区域西端から真方位１３３度、１４３メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３号（現行：共第３号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉佐野市りんくう往来南地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

 基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

 ア 基点第２号から真方位３２０度、３００メートルの点

 イ 基点第２号から真方位２１度、８５０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４号（現行：共第４号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | わかめ漁業 | ２月１日から６月３０日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉佐野市りんくう往来南地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

 基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

 ア 基点第２号から真方位３２０度、１４０メートルの点

 イ 基点第２号から真方位２９度３０分、５８８メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第５号（現行：共第５号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | たこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡田尻町地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２号、ア、イ及び基点第３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

 基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

 基点第３号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

 ア 基点第２号から真方位３２０度、８５４メートルの点

Ｎ34°24.58′ Ｅ135°17.03′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第３号から真方位３２０度、１，０２０メートルの点

Ｎ34°24.16′ Ｅ135°16.42′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡田尻町

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第６号（現行：共第６号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡田尻町地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２号、ア、イ及び基点第３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

 基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

 基点第３号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

 ア 基点第２号から真方位３２０度、２５４メートルの点

 イ 基点第３号から真方位３２０度、４２０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡田尻町

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第７号（現行：共第７号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | なまこ漁業てんぐさ漁業わかめ漁業さざえ漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡田尻町地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２号、ア、イ及び基点第３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

 基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

 基点第３号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

 ア 基点第２号から真方位３２０度、１４０メートルの点

 イ 基点第３号から真方位３２０度、１４０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡田尻町

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第８号（現行：共第８号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡田尻町地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

 ア 基点第２号から真方位３０２度３０分、５３３メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡田尻町

６ 制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第９号（現行：共第９号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業 | たこ漁業なまこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで １月１日から１２月３１日まで   |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第３号、ア、イ及び基点第５号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

 基点第３号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 ア 基点第３号から真方位３２０度、１,０２０メートルの点

Ｎ34°24.16′ Ｅ135°16.42′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

Ｎ34°23.21′ Ｅ135°15.67′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南市岡田

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１０号（現行：共第１０号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | あさり漁業えむし漁業わかめ漁業さざえ漁業あわび漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第３号、ア、イ及び基点第５号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

 基点第３号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 ア 基点第３号から真方位３２０度、２２０メートルの点

 イ 基点第５号から真方位３２０度、８３メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南市岡田

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１１号（現行：共第１１号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第３号、ア、イ及び基点第５号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

 基点第３号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 ア 基点第３号から真方位３２０度、３００メートルの点

 イ 基点第５号から真方位３２０度、３００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南市岡田

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１２号（現行：共第１２号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 ア 基点第５号から真方位３０４度３０分、７６５メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南市岡田及び樽井

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１３号（現行：共第１３号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | たこ漁業なまこ漁業さざえ漁業 | １月１日から１２月３１日まで １月１日から１２月３１日まで １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第５号、ア、イ及び基点第６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 基点第６号 泉南市と阪南市の境界

 ア 基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

Ｎ34°23.21′ Ｅ135°15.67′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第６号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

Ｎ34°22.95′ Ｅ135°14.62′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南市樽井

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１４号（現行：共第１４号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | あさり漁業えむし漁業わかめ漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第５号、ア、イ及び基点第６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 基点第６号 泉南市と阪南市の境界

 ア 基点第５号から真方位３２０度、８３メートルの点

 イ 基点第６号から真方位３２０度、５００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南市樽井

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１５号（現行：共第１５号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

 基点第６号 泉南市と阪南市の境界

 ア 基点第６号から真方位３８度、２１８メートルの点

 イ 基点第６号から真方位４２度４５分、９００メートルの点

 ウ 基点第６号から真方位２４度、９６０メートルの点

 エ 基点第６号から真方位７度、５４０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南市樽井

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１６号（現行：共第１６号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | たこ漁業なまこ漁業わかめ漁業 | １月１日から１２月３１日まで １月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市尾崎町地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第６号、ア、イ及び基点第８号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

 基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

 基点第８号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

 ア 基点第６号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

Ｎ34°22.95′ Ｅ135°14.62′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第８号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

Ｎ34°22.05′ Ｅ135°13.65′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市尾崎町

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１７号（現行：共第１７号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | あさり漁業えむし漁業おごのり漁業てんぐさ漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで６月１日から１０月３１日まで１月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市尾崎町地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第６号、ア、イ及び基点第８号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

 基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

 基点第８号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

 ア 基点第６号から真方位３２０度、５００メートルの点

 イ 基点第８号から真方位３２０度、２００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市尾崎町

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１８号（現行：共第１８号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 阪南市尾崎町地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第６号、ア、イ及び基点第８号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

 基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

 基点第８号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

 ア 基点第６号から真方位３２０度、５００メートルの点

 イ 基点第８号から真方位３２０度、５００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市尾崎町

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第１９号（現行：共第１９号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 阪南市尾崎町地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第７号　　尾崎港南防波堤基部中心点

 ア 基点第７号から真方位２９２度、９３２メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市尾崎町

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２０号（現行：共第２０号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | たこ漁業わかめ漁業あさり漁業なまこ漁業さざえ漁業あわび漁業 | １月１日から１２月３１日まで ２月１日から６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市新町及び鳥取地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第８号、ア、イ及び基点第１０号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

 基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

 基点第１０号　阪南市鳥取と貝掛の境界

 ア 基点第８号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

Ｎ34°22.05′ Ｅ135°13.65′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第１０号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

Ｎ34°21.40′ Ｅ135°13.12′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで

１ 公示番号 共第２１号（現行：共第２２号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 阪南市新町及び鳥取地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第８号、ア、イ及び基点第１０号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

 基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

 基点第１０号　阪南市鳥取と貝掛の境界

 ア 基点第８号から真方位３２０度、５００メートルの点

 イ 基点第１０号から真方位３２０度、８００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２２号（現行：共第２３号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 阪南市鳥取地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

基点第９号　　西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位２２２度、１３０メートルの点

 ア 基点第９号から真方位３１４度３０分、１，２６０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２３号（現行：共第２４号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | たこ漁業なまこ漁業わかめ漁業さざえ漁業あわび漁業いせえび漁業あさり漁業うに漁業 | １月１日から１２月３１日まで １月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第１０号、ア、イ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

 基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

 基点第１２号　　下荘漁港西防波堤基部中心点

 基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

 ア 基点第１０号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

Ｎ34°21.40′ Ｅ135°13.12′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

Ｎ34°20.70′ Ｅ135°11.45′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 ウ 基点第１２号から真方位２４６度３０分、２５８メートルの点

 エ ウから真方位３３０度、２７５メートルの点

 オ 基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２４号（現行：共第２５号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第１０号、ア、イ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

 基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

 基点第１２号　　下荘漁港西防波堤基部中心点

 基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

 ア 基点第１０号から真方位３２０度、８００メートルの点

 イ 基点第１３号から真方位３４５度、６７４メートルの点

 ウ 基点第１２号から真方位２４６度３０分、２５８メートルの点

 エ ウから真方位３３０度、２７５メートルの点

 オ 基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで

１ 公示番号 共第２５号（現行：共第２６号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 阪南市箱作地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、２００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第１１号 下荘漁港東防波堤基部中心点

 ア 基点第１１号から真方位３４５度３０分、７１０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２６号（現行：共第２７号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | たこ漁業なまこ漁業わかめ漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町淡輪地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第１３号、ア、イ、ウ、エ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第１４号及びオの各点を結んだ線、基点第１４号を中心として１，０００メートルの半径で描いたオ及びカを結ぶ円弧、次のカ、キ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

 基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

 基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

　　　基点第１５号　　泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

 基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

 ア 基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

Ｎ34°20.70′ Ｅ135°11.45′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第１４号から真方位０度、１，３００メートルの点

Ｎ34°20.98′ Ｅ135°10.58′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 ウ 基点第１５号から真方位３５０度、１，３００メートルの点

Ｎ34°20.80′ Ｅ135°09.95′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 エ 基点第１６号から真方位３３２度３０分、１，０００メートルの　　　　　　　　　　　点

Ｎ34°20.38′ Ｅ135°09.07′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 オ 基点第１４号から真方位４７度、１，０００メートルの点

　　　カ　　　　　　　基点第１４号から真方位９０度、１，０００メートルの点

 キ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２７号（現行：共第２８号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | あわび漁業さざえ漁業あさり漁業うに漁業かき漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町淡輪地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第１３号、ア、イ、ウ、エ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第１４号及びオの各点を結んだ線、基点第１４号を中心として１，０００メートルの半径で描いたオ及びクを結ぶ円弧、次のク、ア及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

 基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

 基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

 基点第１５号　　泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

 基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

 ア 基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

 イ 基点第１４号から真方位０度、８００メートルの点

 ウ 基点第１５号から真方位３５０度、８００メートルの点

 エ 基点第１６号から真方位３３２度３０分、３００メートルの点

 オ 基点第１４号から真方位４７度、１，０００メートルの点

　　　カ　　　　　　　ア及びイを結んだ線と基点第１４号を中心とし、１，０００メートルの半径で描いたオ、クを結ぶ円弧の交点

 キ　　　　　　　ア及びイを結んだ線と基点第１４号及びオを結んだ線との交点

 ク　　　　　　　基点第１４号から真方位９０度、１,０００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２８号（現行：共第２９号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町淡輪地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第１３号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪港西防波堤外側３０メートル以内の区域、淡輪漁港防波堤内及び防波堤の外側３０メートル以内の区域並びに基点第１４号及びキの各点を結ぶ線、基点第１４号を中心として１，０００メートルの半径で描いたキ及びクを結ぶ円弧、次のク、ケ及び基点第１３号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

 基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

 基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

 基点第１５号　　泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

 基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

 ア 基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

 イ 基点第１４号から真方位０度、１,３００メートルの点

 ウ 基点第１４号から真方位０度、２５０メートルの点

 エ 基点第１５号から真方位３５０度、２５０メートルの点

　　　オ　　　　　　　基点第１５号から真方位３５０度、８００メートルの点

カ　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、５００メートルの点

 キ 基点第１４号から真方位４７度、１，０００メートルの点

　　　ク　　　　　　　基点第１４号から真方位９０度、１，０００メートルの点

 ケ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第２９号（現行：共第３０号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町淡輪地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

 ア 基点第１４号から真方位７３度２０分、１，３８０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３０号（現行：共第３１号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町淡輪地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

 ア 基点第１４号から真方位４０度、９３５メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３１号（現行：共第３２号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町淡輪地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

 基点第１５号　　泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

 ア 基点第１４号から真方位３４３度４０分、４５７メートルの点

 イ 基点第１４号から真方位３４３度４０分、５６９メートルの点

 ウ 基点第１５号から真方位３３０度２０分、３３８メートルの点

 エ 基点第１５号から真方位３３０度２０分、４３８メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３２号（現行：共第３３号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | たこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町深日地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第１６号、ア、ウ、イ、エ、オ、カ、キ及び基点第１９号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。

 基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

 基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

 ア 基点第１６号から真方位３３２度３０分、１，０００メートルの　　　　　　　　　　　点

Ｎ34°20.38′ Ｅ135°09.07′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第１９号から真方位３３３度、２，０００メートルの点

Ｎ34°20.10′ Ｅ135°07.42′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 ウ アから泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）を見通す線とイか　　　　　　　　　　　ら泉南郡岬町深日長崎の鼻を見通す線の交点

Ｎ34°19.98′ Ｅ135°08.32′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 エ 基点第１９号から真方位３３３度、１，０４０メートルの点

 オ 基点第１９号から真方位３５３度４０分、１，１７１．５メートルの点

 カ 基点第１９号から真方位１７度１０分、７２０．５メートルの点

 キ 基点第１９号から真方位２３度、５１１．５メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３３号（現行：共第３４号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | あわび漁業さざえ漁業あさり漁業なまこ漁業えむし漁業わかめ漁業いせえび漁業うに漁業とこぶし漁業がんがら漁業かき漁業てんぐさ漁業ひじき漁業あかもく漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から５月３１日まで３月１日から５月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町深日地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第１６号、ア、ウ、イ及び基点第１９号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。

 基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

 基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

 ア 基点第１６号から真方位３３２度３０分、３００メートルの点

 イ 基点第１９号から真方位２３度、３７１メートルの点

 ウ 基点第１９号から真方位４７度３０分、４４０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで

１ 公示番号 共第３４号（新設）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町深日地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

 ア 基点第１６号から真方位３３２度３０分、３５０メートルの点

 イ 基点第１６号から真方位３３２度３０分、７５０メートルの点

 ウ イから真方位２５７度３０分、５００メートルの点

　　　エ　　　　　　　アから真方位２５７度３０分、５００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３５号（現行：共第３５号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町深日地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１７号　　深日漁港北防波堤基部中心点

　　　基点第１８号　　深日漁港南防波堤基部中心点

ア オから真方位３１２度３０分、８８メートルの点

 イ オから真方位３１２度３０分、１４３メートルの点

 ウ 基点第１８号から真方位３１７度２０分、４６８メートルの点

 エ 基点第１８号から真方位３１７度２０分、５１８メートルの点

　　　オ　　　　　　　基点第１７号から真方位５７度２０分、５６メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３６号（現行：共第３６号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町深日地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第１７号　　深日漁港北防波堤基部中心点

 ア オから真方位３１２度３０分、２２０メートルの点

　　　オ　　　　　　　基点１７号から真方位５７度２０分、５６メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３７号（現行：共第３７号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | たこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２０号、ア、イ、ウ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高　　　潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内を除く。

 基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

 基点第２０号　　泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）

 基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

 ア 基点第１９号から真方位３３３度、１，５００メートルの点

 イ 基点第１９号から真方位３３３度、２，０００メートルの点

Ｎ34°20.10′ Ｅ135°07.42′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 ウ 基点第２３号から真方位３５０度、１，０００メートルの点

Ｎ34°19.75′ Ｅ135°06.15′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３８号（現行：共第３８号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | あわび漁業さざえ漁業かき漁業なまこ漁業うに漁業えむし漁業わかめ漁業てんぐさ漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２０号、イ、ウ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時　　　海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内を除く。

 基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

 基点第２０号　　泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）

 基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

 ア 基点第１９号から真方位３３３度、１，５００メートルの点

 イ 基点第２０号とアを結ぶ線上で基点第２０号から３００メートル　　　　　　　　　　　の点

 ウ 基点第２３号から真方位３５０度、３００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第３９号（現行：共第３９号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２０号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに　　　よって囲まれた区域。

 基点第２０号　　泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）

 ア 基点第２０号から真方位３５０度、６５０メートルの点

 イ 基点第２０号から真方位３０６度３０分、６５０メートルの点

 ウ 基点第２０号から真方位２４１度３０分、１８０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４０号（現行：共第４０号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２１号、ア、イ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

 基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

 基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

 ア 基点第２１号から真方位３２７度３０分、３００メートルの点

 イ 基点第２３号から真方位３５０度、３００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４１号（現行：共第４１号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

 ア 基点第２１号から真方位１度１５分、３３１メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４２号（現行：共第４２号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

 ア 基点第２１号から真方位３４８度２０分、６６４メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４３号（現行：共第４３号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

 ア 基点第２１号から真方位３４０度４０分、９２８メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４４号（現行：共第４４号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

 ア 基点第２１号から真方位３３８度３０分、１，１３３メートルの　　　　　　　　　　　点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４５号（現行：共第４５号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

 ア 基点第２１号から真方位２９０度１０分、６１２メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４６号（現行：共第４６号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | たこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２３号、ア、イ及び基点第２７号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第１号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。

 基点第２３号　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

 基点第２７号　大阪府と和歌山県の境界

 ア 基点第２３号から真方位３５０度、１，０００メートルの点

Ｎ34°19.75′ Ｅ135°06.15′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

 イ 基点第２７号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上２，０００メートルの点

Ｎ34°19.30′ Ｅ135°04.52′ 世界測地系（ＷＧＳ８４）

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４７号（現行：共第４７号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業第１種共同漁業 | あわび漁業さざえ漁業なまこ漁業てんぐさ漁業わかめ漁業とこぶし漁業うに漁業ひじき漁業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで２月１日から５月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２３号、ア、イ、ウ及び基点第２７号の各点を順次に結んだ線と最大高　　　潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第１号の区域及び小島漁　　　港防波堤内を除く。

 基点第２３号　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

 基点第２４号　泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

　　　基点第２７号　大阪府と和歌山県の境界

 ア 基点第２３号から真方位３５０度、３００メートルの点

 イ 基点第２４号から真方位３２０度、３００メートルの点

 ウ 基点第２７号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上５００　　　　　　　　　　　　　　メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４８号（現行：共第４８号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

 ア 基点第２５号から真方位３４度４０分、８９６メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第４９号（現行：共第４９号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

 ア 基点第２５号から真方位２４度２０分、５６５メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第５０号（現行：共第５０号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

 ア 基点第２５号から真方位３５３度３０分、６５９メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第５１号（現行：共第５１号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２６号　小島漁港Ｂ階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点)

 ア 基点第２６号から真方位３２９度２０分、１３５メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第５２号（現行：共第５２号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２６号　小島漁港Ｂ階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点)

 ア 基点第２６号から真方位２８９度３０分、４５４メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第５３号（現行：共第５３号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２７号　　大阪府と和歌山県の境界

 ア 基点第２７号から真方位３１５度５２分、２，０８６メートルの　　　　　　　　　　　点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第５４号（現行：共第５４号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

 ア 基点第２５号から真方位３３９度、１，０１５メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第５５号（現行：共第５５号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域。

 基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

 ア 基点第２５号から真方位３３５度、８５５メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

 平成４０年８月３１日まで１ 公示番号 共第５６号（現行：共第５６号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２３号、ア、イ及び基点第２５号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時　　　海岸線とによって囲まれた区域。

 基点第２３号　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

　　　基点第２４号　泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

 基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

 ア 基点第２３号から真方位３５０度、３００メートルの点

 イ 基点第２４号から真方位３２０度、３００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 関係地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成４０年８月３１日まで

**第１種・第２種区画漁業権**

１ 公示番号 区第１号（現行：区画第１号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種区画漁業第２種区画漁業第２種区画漁業第２種区画漁業第２種区画漁業 | はまち養殖業たい養殖業しまあじ養殖業さけ・ます養殖業ふぐ養殖業 | １月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１月１日から１２月３１日まで１２月１日から翌年３月３１日まで１月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のアから真方位２５２度４０分の線、基点第２７号から真方位３１２度１０分の　　　線、小島漁港南防波堤及び海岸堤防によって囲まれた区域。

 　基点第２７号　大阪府と和歌山県の境界

 ア　　　　　　小島漁港南防波堤基部中心点から防波堤上北へ１３０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 大阪府

６ 制限又は条件

 　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

平成４０年８月３１日まで

１ 公示番号 区第２号（現行：区画第２号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業 | のり養殖業わかめ養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで１１月１日から翌年５月１５日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉佐野市りんくう往来南地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第２号 護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

 ア 基点第２号から真方位３２０度、２８４メートルの点

 イ 基点第２号から真方位３２０度、８５４メートルの点

 ウ イから真方位４７度、４４０メートルの点

 エ アから真方位４７度、５２０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第３号（新設）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業 | わかめ養殖業かき養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで１月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡田尻町地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

　　　基点第３号　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

　　　ア　　　　　基点第３号から真方位３２０度、５２０メートルの点

　　　イ　　　　　基点第３号から真方位３２０度、１,０２０メートルの点

　　　ウ　　　　　イから真方位５１度、４２０メートルの点

　　　エ　　　　　アから真方位５１度、４２０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南郡田尻町

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設があることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月 １日から

平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第４号（現行：区第３号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | わかめ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基 　点第４号から真方位２９０度及び真方位３０５度の各線、イとウを結んだ線及　　　び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。

 基点第３号 護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

 基点第４号 岡田漁港北防波堤基部中心点

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 ア 基点第３号から真方位３２０度、５７０メートルの点

 イ 基点第３号から真方位３２０度、１，０２０メートルの点

 ウ 基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

 エ 基点第５号から真方位３２０度、２３３メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南市岡田

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第５号（現行：区第４号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第４号 岡田漁港北防波堤基部中心点

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 ア 基点第４号から真方位２９０度、５４０メートルの点

 イ 基点第４号から真方位２９０度、９９０メートルの点

 ウ 基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

 エ 基点第５号から真方位３２０度、２３３メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南市岡田

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第６号（現行：区第５号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | わかめ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南市りんくう南浜地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第５号 樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

 基点第６号 泉南市と阪南市の境界

 ア 基点第５号から真方位３２０度、２８３メートルの点

 イ 基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

 ウ 基点第６号から真方位３３０度、９５０メートルの点

 エ 基点第６号から真方位３３０度、５５０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南市樽井

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第７号（現行：区第６号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |  |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業第１種区画漁業第１種区画漁業 |  のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業 かき養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで１１月１日から翌年５月１５日まで１２月１日から翌年６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで |
|  |  |  |

 (2) 漁場の位置

 阪南市尾崎町地先

 (3) 漁場の区域

 次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第６号 泉南市と阪南市の境界

　　　基点第７号 尾崎港南防波堤基部中心点

 ア 基点第６号から真方位２５９度、２１０メートルの点

 イ 基点第７号から真方位３７度７５分、５３０メートルの点

 ウ アから真方位３２０度、２５０メートルの点

 エ アから真方位３２０度、６００メートルの点

 オ イから真方位３２０度、６００メートルの点

 カ イから真方位３２０度、２５０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 阪南市尾崎町

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第８号（現行：区第７号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |  |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業第１種区画漁業第１種区画漁業 |  のり養殖業 わかめ養殖業 こんぶ養殖業かき養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで１１月１日から翌年５月１５日まで１２月１日から翌年６月３０日まで１月１日から１２月３１日まで |
|  |  |

 (2) 漁場の位置

 阪南市尾崎町地先

 (3) 漁場の区域

 次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第７号 尾崎港南防波堤基部中心点

 基点第８号 阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

 ア 基点第７号から真方位２２２度、４３０メートルの点

 イ アから真方位３２０度、６９０メートルの点

 ウ アから真方位３２０度、９９０メートルの点

 エ 基点第８号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

 オ 基点第８号から真方位３２０度、７００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 阪南市尾崎町

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第９号（現行：区第８号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 第１種区画漁業 | のり養殖業わかめ養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで１１月１日から翌年５月１５日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市鳥取地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第９号 　西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位２２２度、１３０メートルの点

 基点第１０号 阪南市鳥取と貝掛の境界

 ア 基点第９号から真方位３１０度、３００メートルの点

 イ 基点第９号から真方位３１０度、１，０００メートルの点

 ウ 基点第１０号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

 エ 基点第１０号から真方位３２０度、３００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第１０号（現行：区第９号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市新町及び鳥取地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第８号　　　阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央)

 ア 基点第８号から真方位３２０度、２００メートルの点

 イ 基点第８号から真方位３２０度、２７０メートルの点

 ウ 基点第８号から真方位２４５度、５００メートルの点

 エ 基点第８号から真方位２３７度、４６０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１１号（新設）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市鳥取地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

 ア 基点第１０号から真方位３２０度、１９５メートルの点

 イ 基点第１０号から真方位３２０度、２６５メートルの点

 ウ イから真方位４５度、１７０メートルの点

 エ アから真方位４５度、１７０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 阪南市新町及び鳥取

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第１２号（現行：区第１０号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業第１種区画漁業 | わかめ養殖業こんぶ養殖業かき養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで１２月１日から翌年６月３０日まで １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市貝掛地先

 (3) 漁場の区域

 次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

 ア 基点第１０号から真方位３２０度、４５０メートルの点

 イ 基点第１０号から真方位３２０度、７５０メートルの点

 ウ イから真方位２４３度３０分、２００メートルの点

 エ イから真方位２４３度３０分、７７０メートルの点

　　　オ　　　　　　　アから真方位２４３度３０分、７７０メートルの点

　　　カ　　　　　　　アから真方位２４３度３０分、２００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

　　未　 定

５ 地元地区

 阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１３号（現行：区第１１号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業第１種区画漁業 | わかめ養殖業こんぶ養殖業かき養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで１２月１日から翌年６月３０日まで １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市箱作地先

 (3) 漁場の区域

 次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１２号　　下荘漁港西防波堤基部中心点

 基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

 ア 基点第１２号から真方位２４５度、７８０メートルの点（田山川河口右岸）

 イ アから真方位３４５度、５８０メートルの点

 ウ アから真方位３４５度、９３０メートルの点

 エ 基点第１３号から真方位、３４５度、８７４メートルの点

 オ 基点第１３号から真方位、３４５度、５２４メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

　　未　 定

５ 地元地区

 阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１４号（新設）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 阪南市箱作地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点第１２号 下荘漁港西防波堤基部中心点

ア 基点第１２号から真方位３１０度、１９０メートルの点

イ 基点第１２号から真方位３１０度、３２０メートルの点

ウ　　　　　 オから真方位３３０度、２７５メートルの点

　　　エ　　　　　 オから真方位３３０度、１５０メートルの点

　　　オ　　　　　 基点第１２号から真方位２４６度３０分、２５８メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１５号（現行：区第１２号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業 | わかめ養殖業こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで １２月１日から翌年６月３０日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町淡輪地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

 ア 基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

 イ 基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

 ウ イから真方位２８８度、３７０メートルの点

 エ 基点第１３号から真方位２７４度２０分、５８７メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第１６号（現行：区第１３号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業 | わかめ養殖業こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで１２月１日から翌年６月３０日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町淡輪地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに　　　よって囲まれた区域。

 基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

 ア 基点第１６号から真方位１０２度３０分、３２０メートルの点

 イ 基点第１６号から真方位３５８度３０分、５７０メートルの点

 ウ 基点第１６号から真方位３３２度３０分、５００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南郡岬町淡輪

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１７号（現行：区第１４号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業 | わかめ養殖業こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで１２月１日から翌年６月３０日まで  |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町深日地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

 ア 基点第１６号から真方位３３２度３０分、１００メートルの点

 イ 基点第１６号から真方位３３２度３０分、３５０メートルの点

 ウ イから真方位２５７度３０分、２５０メートルの点

　　　エ　　　　　　　アから真方位２５７度３０分、２５０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１８号（新設）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町深日地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１８号　　深日漁港南防波堤基部中心点

 ア 基点第１８号から真方位３４１度、１７０メートルの点

 イ 基点第１８号から真方位３４１度、２７０メートルの点

 ウ イから真方位３０度、２０メートルの点

　　　エ　　　　　　　アから真方位３０度、２０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第１９号（新設）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町深日地先

 (3) 漁場の区域

 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

 ア 基点第１９号から真方位４８度、４１０メートルの点

 イ アから真方位５６度４０分、１１０メートルの点

 ウ エから真方位５６度４０分、１３０メートルの点

　　　エ　　　　　　　基点第１９号から真方位５４度５０分、３８０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南郡岬町深日

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで

１ 公示番号 区第２０号（現行：区第１５号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業第１種区画漁業 | わかめ養殖業こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年６月３０日まで１２月１日から翌年６月３０日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川谷川地先

 (3) 漁場の区域

 次の基点第２２号、ア、イ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時　　　海岸線とによって囲まれた区域。

 基点第２２号 泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎

 基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

 ア 基点第２２号から真方位０度、２００メートルの点

 イ 基点第２３号から真方位３５０度、２００メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未 定

５ 地元地区

 泉南郡岬町多奈川谷川

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月　１日から

 平成３５年８月３１日まで１ 公示番号 区第２１号（現行：区第１６号）

２ 免許の内容たるべき事項

 (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | わかめ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで |

 (2) 漁場の位置

 泉南郡岬町多奈川小島地先

 (3) 漁場の区域

 次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

 基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

 ア 基点第２５号から真方位９７度、３１０メートルの点

 イ アから真方位０度、５０メートルの点

 ウ アから真方位０度、１５０メートルの点

 エ 基点第２５号から真方位０度、１４０メートルの点

 オ 基点第２５号から真方位０度、４０メートルの点

３ 免許予定日

 平成３０年９月１日

４ 申請期間

 未　　定

５ 地元地区

 泉南郡岬町多奈川小島

６ 制限又は条件

 (1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

 (2) 養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７ 存続期間

 平成３０年９月１日から

 平成３５年８月３１日まで